

平成27年第3回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

9月16日（水曜日）

# 平成27年第3回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成27年9月16日（水曜日）

## 議事日程 第2号

平成27年9月16日（水曜日）午後零時56分開議

- 日程第 1 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 議案第47号 甘楽町の有功者の選定について
- 日程第 4 議案第48号 キラッとかんら安心のまち創生会議条例の制定について
- 日程第 5 議案第49号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第50号 甘楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第51号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第52号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第53号 甘楽町農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第54号 甘楽町総合農政推進資金融通特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第55号 平成27年度甘楽町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第56号 平成27年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第57号 平成27年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第58号 平成27年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第59号 平成27年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第60号 平成27年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第61号 平成26年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 議案第62号 平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第63号 平成26年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第64号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第65号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第66号 平成26年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第67号 平成26年度甘楽町水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第25 委員会審査報告 社会産業常任委員会
- 日程第26 発議第3号 甘楽町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 追加日程第1 議案第68号 工事請負契約の締結について  
「白倉高区配水池築造工事」
- 日程第27 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第28 議員派遣の件について
- 日程第29 一般質問 第1番 富岡朝男（町道の補修整備について）  
第2番 中里芳久（造石地藏尊南側斜面が崩落）  
第3番 齋藤彰重（学校跡地の活用について）  
第4番 中野喜久勇（町道今宮・赤城線のガードレール等の設置について）  
第5番 中野喜久勇（手話のできる人の養成について）  
第6番 山田邦彦（国保税の減税を）  
第7番 山田邦彦（庁舎などの防犯対策の充実を）  
第8番 山田邦彦（「平和行政」の推進を）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 齋藤彰重君  | 2番  | 相川忠夫君  |
| 3番  | 金田倍視君  | 4番  | 山崎澄子君  |
| 5番  | 富岡朝男君  | 6番  | 江原榮和君  |
| 7番  | 佐俣勝彦君  | 8番  | 中野喜久勇君 |
| 9番  | 長谷川儀平君 | 10番 | 柳澤清次君  |
| 11番 | 中里芳久君  | 12番 | 山田邦彦君  |

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

|        |        |             |       |
|--------|--------|-------------|-------|
| 町長     | 茂原莊一君  | 副町長         | 由田進君  |
| 教育長    | 柴山豊君   | 会計管理者(会計課長) | 松沢計作君 |
| 総務課長   | 山田勇君   | 企画課長        | 森田稔君  |
| 健康課長   | 飯塚章君   | 住民課長        | 松本一雄君 |
| 産業課長   | 松井均君   | 建設課長        | 中野哲也君 |
| 水道課長   | 吉田喜代治君 | 学校教育課長      | 横尾弘君  |
| 社会教育課長 | 吉田泰志君  | 監査委員        | 山田利和君 |

---

事務局職員出席者

|      |     |    |      |
|------|-----|----|------|
| 事務局長 | 高橋茂 | 書記 | 飯塚香奈 |
|------|-----|----|------|

---

○開 議

午後零時56分開議

◇議長（佐俣勝彦君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第1 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第1、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定されました。



○日程第2 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第2、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定されました。



○日程第3 議案第47号 甘楽町有功者の選定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第3、議案第47号 甘楽町有功者の選定についてを議題といたします。

本案は、地方自治法第117条の規定により除斥に触れますので、第11番議員中里芳久君の退席を求めます。

〔11番 中里芳久君 退席〕

◇議長（佐俣勝彦君） 本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。中里芳久君は自席にお戻りください。

〔11番 中里芳久君 着席〕

---

○日程第4 議案第48号 キラッとかんら安心のまち創生会議条例の制定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第4、議案第48号 キラッとかんら安心のまち創生会議条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第5 議案第49号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第5、議案第49号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第6 議案第50号 甘楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第6、議案第50号 甘楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第7 議案第51号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第7、議案第51号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第8 議案第52号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第8、議案第52号 甘楽町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇

○日程第 9 議案第 5 3 号 甘楽町農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 9、議案第 5 3 号 甘楽町農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇

○日程第 10 議案第 5 4 号 甘楽町総合農政推進資金融通特別措置条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 10、議案第 5 4 号 甘楽町総合農政推進資金融通特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇

○日程第 11 議案第 5 5 号 平成 27 年度甘楽町一般会計補正予算（第 3 号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 11、議案第 5 5 号 平成 27 年度甘楽町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。  
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。  
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第 1 2 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号)

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1 2、議案第 5 6 号 平成 2 7 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。  
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。  
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第 1 3 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1 3、議案第 5 7 号 平成 2 7 年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。  
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。  
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第 1 4 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第

1号)

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第14、議案第58号 平成27年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇  
○日程第15 議案第59号 平成27年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第15、議案第59号 平成27年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇  
○日程第16 議案第60号 平成27年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第16、議案第60号 平成27年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

- 
- ◇
- 日程第 17 議案第 6 1 号 平成 26 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第 18 議案第 6 2 号 平成 26 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第 19 議案第 6 3 号 平成 26 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第 20 議案第 6 4 号 平成 26 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第 21 議案第 6 5 号 平成 26 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第 22 議案第 6 6 号 平成 26 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 17、議案第 6 1 号 平成 26 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 18、議案第 6 2 号 平成 26 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 19、議案第 6 3 号 平成 26 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 20、議案第 6 4 号 平成 26 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 21、議案第 6 5 号 平成 26 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 22、議案第 6 6 号 平成 26 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての各議案を一括議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

ここで「決算の審査意見報告」について、監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、登壇して報告をお願いいたします。

◇監査委員（山田利和君） 監査委員の山田利和でございます。よろしくお願ひいたします。議長のお許しをいただきましたので、監査委員を代表して、平成 26 年度甘楽町各会計決算及び基金運用状況について、審査意見を申し上げます。

それでは、お手元の平成 26 年度甘楽町各会計決算及び基金運用状況の審査意見書の 1 ページをご覧ください。

第 1、審査の対象は、平成 26 年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関

係調書等でございます。

2 ページをご覧ください。

第2、審査の期日は、平成27年8月21日、24日、25日の3日間でございます。

第3、審査の手續について。1、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令第166条第2項に定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す調書が関係法令に準拠して作成されているか。

2、予算の執行が、関係法令並びに予算議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。

3、決算及び付属書類の計算に誤りは無いか。また、各計数は関係諸帳簿及び証拠書類の金額と符合するか。

4、各基金の運用状況については、その計数が正確であるか。また、適正に運用されているか。

以上の事項を主眼点として審査を行い、なおその過程において、必要に応じ担当課長等の説明を求めました。

第4、審査の結果について報告申し上げます。

1、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、予算の執行状況は概ね適正であると認められました。

2、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符号しており、誤りの無いものと認められました。

3 ページをご覧ください。

第5、決算の概要でございますが、これはお手元に配付されております平成26年度甘楽町一般会計及び特別会計決算書並びに決算に関する報告書を概要としてまとめたものでありますので、割愛させていただきます。

次に、6 ページをご覧ください。

第6、財政健全化判断比率の状況について申し上げます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく4つの指標の審査を行ったところ、一般会計及び特別会計の各会計はいずれも実質収支が黒字であり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当がありませんでした。

また、実質公債費比率は10.0%から9.3%となり、将来負担比率も27.0%から26.3%に減少しており、いずれも基準値以下の健全財政であると認められました。

次に、第7、各会計の審査における意見等を申し上げます。

#### 1、一般会計

(1) 歳入について。町税の収納状況は、ここ3年間で収納率が1.0%上昇し、93.9%で、現年の収入未済額も減少しており一定の成果が認められますが、不納欠損額が増加していました。

今後も、悪質な滞納者に対しては必要に応じて法的措置を講ずるなど、滞納の解消、収納率の向上に引き続き努力をお願いしたい。

また、不納欠損処分については適正に行われていると思いますが、自主財源確保の観点から不納欠損に至らぬよう個々の状況を十分に調査の上、その処分については引き続き厳正に運用するよう要望します。

町債の発行は、臨時財政対策債、林道施設整備債、統合中学校建設と小学校のエアコン設置に伴う学校教育施設整備事業債でありました。町債は、住民福祉を増進するための施設整備を図る上で必要な財源とは思いますが、後年度の住民に過重の負担を強いることのないよう、また将来の安定的な財政運営のためにも計画的な活用をお願いしたい。

(2) 歳出について。予算編成方針の趣旨に沿った事業運営に努力されていると認められます。今後も、引き続き社会情勢や厳しい財政状況をしっかり認識し、経費の節減に向け事務事業の簡素化、効率化を図り、補助事業の見直し等にも積極的に取り組まれることをお願いしたい。

続いて、2、特別会計について、審査意見等申し上げます。

(1) 国民健康保険事業特別会計。今年度の実質単年度収支は、黒字に転じておりますが、保険給付費は今後も上昇すると思われ、厳しい運営が予想されます。

歳入の根幹をなす国税の収納率に改善が見られましたが、今後も引き続いて収支バランスのとれた事業運営を行うために、医療費の抑制及び被保険者の健康意識の高揚と併せて、収入確保対策を強化し、財政の健全化に努めるようお願いしたい。

(2) 介護保険事業特別会計。65歳以上の人口に占める要介護の認定率は12.4%で、県平均の17.1%を大きく下回ったことは、予防・支援事業の成果と認められます。

要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう適切なサービス

利用の供給に努めるとともに、今後も介護予防・生活支援対策事業等に重点を置き、制度の充実と併せ、介護保険財政の健全化を望むものであります。

(3) 農業集落排水事業特別会計。汚水処理施設を供用開始して、城南・上野地区が21年、天引地区は16年、善慶寺・国峰地区が11年を経過しています。

今後、ますます施設の老朽化に伴う改修・更新等が必要と見込まれます。事業化にあたっては、財政を考慮した計画的な執行をお願いしたい。

また、農業集落排水事業は、多額の事業費を投入して実施したものであり、未接続者には早期接続を行うよう啓発を要望いたします。

(4) 公共下水道事業特別会計。昭和62年から事業に着手し、平成5年から供用を開始した下水道事業は、建設事業費と併せて今後は維持管理経費の増加が見込まれます。

建設にあたっては、今後も整備計画により、国庫補助金等の有効な活用と事業費の平準化をお願いしたい。

また、維持管理費の財源である使用料収入の増加のためにも、未接続者には早期接続を行うよう啓発を要望いたします。

(5) 後期高齢者医療特別会計。歳入の主なものは、保険料と一般会計繰入金であります。保険料収納率は99.9%であり、前年度より0.4%上昇し、収納対策の努力がうかがえました。

歳出の99.5%が運営主体の群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、法令等に基づき忠実に事務が執行されたものと認められました。

(6) 結びに。審査に付された一般会計並びに各特別会計は、予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、健全財政を堅持すべく努力されたことが認められました。

今後も、本町の財政は厳しい状況にあることを認識し、限られた財源の中で、最小の経費で最大の効果を上げるよう創意と工夫を持って町政の執行にあたり、第5次総合計画の「キラッとかんら安心のまちづくり」の実現に積極的に取り組まれるよう要望して、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算審査における意見といたします。

ご清聴ありがとうございました。

◇議長（佐俣勝彦君） 報告が終わりました。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、議席12番山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第63号に反対の立場で討論します。

まず、本事業を実施するにあたり、町長はじめ担当者の皆様のご労苦に対して心より敬意を表します。本事業は、社会保障制度の重要なポジションとなるものです。それだけに使いやすい被保険者の身になった制度にするべきだと思います。実施前には、いわゆるバラ色のような制度と感じさせる、いつでもどこでも誰でもが十分な介護を受けられると説明していました。その財源は、消費税を充てるような言い方でした。

1989年4月消費税導入の際、政府は高齢化社会の為と大宣伝をし、多くの国民はそれを信じました。しかし、健康保険本人の医療費自己負担は1割から3割に引き上げられたり、年金の掛け金が上がり、また支給が減らされる。そして、支給開始年齢も60から65歳に遅らされる。また、介護保険制度の創設で、保険料の負担に加えて利用料の負担が請求される。更に、75歳以上の医療差別を行うような後期高齢者医療制度の発足など、社会保障は衰退の一途をたどっているように思います。消費税の導入は福祉のためということが真っ赤な嘘だったことがはっきりしたと思います。

1992年9月3日号の週刊「新潮」では、当時の政府の税制調査会会長だった加藤氏が、「高齢化社会の為と言われ、我々税調もそう説明したが、本当はああ言えば一般の人に分かりやすいから」と、国民騙しを告白しています。

それでは、何に使われたのでしょうか。今までの消費税の税収は、301.5兆円です。同時期に大企業などの法人3税を併せると、殆ど消費税の額と同じ額が減税となっています。これでは、まさに消費増税がそっくり法人税の穴埋めにされてしまったと言っても過言ではないと思います。

また、もう一つ注目すべきは消費税導入の翌年から、日本の軍事費がぐんと伸びました。現在、世界でもトップクラスの1年で5兆円にもなっています。

消費税の導入が決まった時、当時の竹下首相は「これで国際貢献することができる」と述べました。消費税のもう一つの目的は、軍事費の拡大の為だったとも言えると思います。

そんな中、介護保険を実施してみると、いろいろな心配は現実のものとなっています。

まず、一般の医療保険では、必要な時に日本中どこにいても必要な医療が誰でも受けられるようになっています。しかし、この保険は申請し認定するまでに時間がかかり、必要な時、すぐにはサービスが受けられません。また認定されなければ、使いたいサービスが受けられません。

65歳以上の人で、甘楽町の場合、約13%の人しかサービスを受けていない訳です。あとの87%の人は、サービスを受けないのに死ぬまで負担を背負うことになります。

更に、認定の程度により利用限度額が決まっています、それをオーバーすると全額自己負担となります。限度額の中でも10%の利用料負担があります。大きな負担となっています。サービスを受けている最中でも、保険料も負担することになっています。そして、生活保護を受けている人からも保険料を集める。このような開始前の制度としての矛盾や欠陥が今だに克服されずに推移をしています。その殆どが、以前は出していた国の負担を介護保険になったら大幅に減らしたことが原因だと思います。

私は、国の負担をもっと増やし、当事者の負担を減らすことを望みます。もし、国の出し分を増やさないのであれば、町がもっとお金を出すべきだと考えています。

65歳以上の人々の保険料は、基準額を定めています。第4段階を基準とし、本人が住民税の非課税で他の世帯員に住民税課税者がいる場合の人が、1年間で4万7,500円となっています。基準額の第1段階から第4段階まで含めても、約9,600万円ほどです。町財政の規模からいえば、わずかで済みます。

今回の一般会計決算では、不用額が約2億円あります。また、各基金の合計は26億円以上となっています。このお金のほんの数パーセントを使うだけで、保険料の免除や減額などが十分にできます。今まで何十年も、町や地域、そして家族の為に尽くしてきていた高年齢者が年を重ね、身体に不具合が出るのは当然のことです。そうなった時に、受益者負担のような冷たい仕打ちをするのは正しくないと思います。普段から、町長が発言しているように「高年齢者は町の財産」です。しかし、本予算はそうになっていないと思います。

是非、高年齢者が明るく楽しく元気が出るような介護保険となるように願いながら、反対討論とさせていただきます。

次に、議案第66号について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、戦後、必死に働いてきたお年寄りに晩年になったら国から捨てられると感じられる制度だと考えます。よく「うば捨て山」と表現する人もいますが、お金を取られることを思えば、うば捨て山よりも酷いこととなります。こういう社会で良いはずがありません。

後期高齢者医療制度は、75歳以上を一律に後期高齢者と決めつけ、現役世代から切り離し、全く独立した医療保険に加入させるものです。世界の中の国民皆保険制度の国々で

は他に見あたりません。それまで扶養家族になっていたお年寄りも、例外なく強制的に家族みんなが入っていた保険から切り離されるもので、まるで家族一緒に暮らしていた母屋から無理やり離れに連れて行って閉じ込めるようなものです。

政府は「75歳以上には心身の特性がある。それに応じて医療サービスも変えなければならない」と言っています。政府は後期高齢者の特性をこんなふうにも言っています。

「治療に時間も手間もかかる。認知症も多い。いずれ死を迎える」と規定していますが、こんな考え方で制度を作れば、差別医療となってしまいます。

以前は、75歳以上の人も国民健康保険または社会保険や共済組合などの被用者保険に加入していました。実施後は、他の世代から切り離され例外なく組み込まれています。保険料も生活保護受給者を除いて、一人ひとりから徴収します。それまで扶養されていて支払い義務の無かった約2,000万人の方も保険料を払っています。

今年度の決算より全県一律の保険料となりました。これは、広域化の前に心配された自治体独自の努力によって医療費の向上をさせない対策に対する評価をしないというあらわれで、全く同意できません。今の高齢者はもちろん、これから高齢者になる全ての国民を直撃する制度です。

何よりこの保険を強く求めてきたのが、財界や大企業です。企業の保険料と負担増が増えれば企業のグローバル競争力の低下を招くとして、制度改悪を強く求めてきました。自分たちは大きな利益を上げながら、国民に犠牲を押しつけるような大変身勝手な態度です。

そもそも日本の社会とは、77歳なら喜寿、88歳で米寿、その後、卒寿、白寿、こういうふうに高齢者を心から祝う社会でした。財政難を理由にして、高齢者の医療費からまず削る、こんな政治に未来は無いと思います。私は、即中止、撤回すべきと思い、反対いたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 次に、議席9番長谷川儀平君。

◇9番（長谷川儀平君） 議案第63号 平成26年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

高齢者の介護を社会全体で支える制度として平成12年4月にスタートした介護保険は、制度開始から15年が経過し町民にも広く周知が図られ、制度が定着しているものと思います。こうした中で、平成26年度の決算状況は歳入総額10億1,785万8,0

00円で、歳出総額は10億994万9,000円となり、歳入歳出差引額は790万9,000円の黒字決算となっております。

しかしながら、急激な高齢化の進展に伴い、要介護者等の増加に介護サービスの利用も年々増加が見込まれ、今後も厳しい財政運営が続くものと思われま

す。平成26年度の事業関係については、地域包括支援センターを核として、高齢者の総合相談事業をはじめ介護予防事業などが実施され、特に介護予防事業では筋力トレーニング教室、ミニデイサービス等の予防事業や介護予防サポーター養成講座、介護予防サポーターフォローアップ研修、おたっしや会等の介護予防活動支援事業を積極的に展開し、多くの高齢者の参加やボランティアの育成が図られたことは、大変評価できるものであります。第1号被保険者に占める要介護の認定率は13.2%で、県内市町村の中では最低となっております。

今後も高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加も予想され、より地域に密着したケアシステムの構築、介護サービスの充実が求められるため、地域包括支援センターを中心に新たに介護予防・日常生活支援総合事業を展開し、適正な介護給付の執行に努めることを要望し、賛成討論といたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 次に、議席4番山崎澄子君。

◇4番（山崎澄子君） 議案第66号 平成26年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

後期高齢者医療制度は制度創設以来7年が経過し広く周知も図られ、町民の理解も得られた制度になってきているものと認識しております。

平成26年度の決算状況は、歳入総額1億2,239万7,000円で、歳出総額は1億2,232万1,000円となっており、歳入歳出差引額はわずかではあります、7万6,000円の黒字となっております。

収入の主なものは保険料収入で、収納率は99.9%であり、町民皆さまへの制度の周知と収入の確保に努めた結果であると理解しております。また、歳出については、群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金として、甘楽町が徴収した保険料及び被保険者の保険料の軽減分を群馬県と甘楽町が公費で補てんする保険基盤安定負担金が主なもので、いずれも適正な予算執行が行われております。

今後も対象者である高齢者が医療費の心配をすることが無いよう親切丁寧な対応ととも

に、事業の長期安定化及び健全化のため、より一層の努力を行うことを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 他に討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） なければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第61号 平成26年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第62号 平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第63号 平成26年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第64号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第65号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第66号 平成26年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。



○日程第23 議案第67号 平成26年度甘楽町水道事業会計決算の認定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第23、議案第67号 平成26年度甘楽町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

ここで、「決算の審査意見報告」について、監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、登壇して報告願います。

◇監査委員（山田利和君） 議長のお許しをいただきましたので、平成26年度甘楽町水道事業会計決算について、審査意見を申し上げます。

お手元の審査意見書9ページをご覧ください。

第1、審査の対象は、平成26年度甘楽町水道事業会計決算でございます。

第2、審査の期日は、平成27年7月27日でございます。

第3、審査の方法については、1、町長から提出された決算書の中で、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表等の各調書が法令に準拠して作成されているか。

2、財政運営は健全か。予算が適正かつ効果的に執行されているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。

3、決算書及び附属書類の計算に誤りは無いか。また、各計数は関係諸帳簿及び証拠書類の金額と符合するか。

以上の事項を主眼点として審査を行いました。なお、その過程において必要に応じ担当課長等の説明を求めました。

10ページをご覧ください。

第4、審査の結果でございますが、1、審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表等の各調書は、法令に準拠して作成されていました。

2、計数は、関係帳簿及び証拠書類と符合した結果、地方公営企業関係法令及び財務諸規定に従って、適正に執行がなされていることが認められました。

第5、決算の概要でございますが、これもお手元に配付されております平成26年度甘楽町水道会計決算書を概要としてまとめたものでありますので、割愛させていただきます。

11ページをご覧ください。

第6、資金不足比率についてであります。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、公営企業会計に係る資金不足比率を算定したところ、実質黒字のため該当が無く、健全財政であることが認められました。

第7、水道事業会計における審査意見を申し上げます。

(1) 有収率は、上水道及び簡易水道の合計では、前年度より改善されておりましたが、簡易水道はいずれも減少でありました。漏水防止対策を強化し、有収率の向上をお願いしたい。

(2) 水道料金の滞納額は減少傾向にありますが、健全財政並びに公正公平な立場からも適正な給水停止の執行と徴収を要望します。

(3) 施設の老朽化対策にあたっては、財政を考慮した計画的な修繕と建設改良工事をお願いします。その為には、企業的経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と経費節減に努力されるよう留意願います。

結びに、今後とも健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の供給に向けて、より一層の工夫と努力を望み、平成26年度甘楽町水道事業会計の決算審査意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

◇議長（佐俣勝彦君） 報告が終わりました。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

---

◇

## ○日程第 2 4 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 2 4、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して、請願第 2 号から請願第 4 号まで一括して報告願います。

◇総務文教常任委員長（江原榮和君） 委員会審査報告をいたします。平成 2 7 年 9 月 1 6 日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長江原榮和。委員会審査報告。本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会議規則第 9 4 条の規定により報告いたします。記。1、開催日時。9 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分。2、場所。甘楽町役場委員会室。3、出席者。委員長、江原榮和。副委員長、中野喜久勇君。委員、齋藤彰重君。委員、佐俣勝彦君。委員、柳澤清次君。委員、中里芳久君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、柴山 豊君。総務課長、山田 勇君。企画課長、森田 稔君。住民課長、松本一雄君。会計課長、松沢計作君。学校教育課長、横尾 弘君。社会教育課長、吉田泰志君。

6、審査の状況でございます。

○請願第 2 号 「国際平和支援法と平和安全法を慎重審議し、国会で拙速に採決しないこと」を求める意見書の提出を求める請願。

請願の内容を慎重に審議したところ、政府が今国会での採択を進めている標記の件については、現時点では、国民に十分な理解が得られていないことから、請願趣旨は理解できるものとの意見の一致をみた。

しかし、本町議会の開催日程では、時期的に国会の採択前に意見書を提出することは困難であることが想定される。

よって、本請願は趣旨採択すべきものと決定した。

○請願第 3 号 「平和安全法制整備法」及び「国際平和支援法」関連法案の廃案を求め

る意見書を政府に送付する請願書。

請願の内容を慎重に審議したところ、政府が今国会での採択を進めている標記の件については、現時点では、国民に十分な理解を得られていないことから、請願趣旨は理解できるものとの意見の一致をみた。

しかし、本町議会の開催日程では、時期的に国会の採択前に意見書を提出することは困難であることが想定される。

よって、本請願は趣旨採択すべきものと決定した。

○請願第4号 平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案に反対する請願。

請願の内容を慎重に審議したところ、政府が今国会での採択を進めている標記の件については、現時点では、国民に十分な理解を得られていないことから、請願趣旨は理解できるものとの意見の一致をみた。

よって、本請願は趣旨採択すべきものと決定した。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより総括質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第2号について、委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第3号について、委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第4号について、委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



## ○日程第25 委員会審査報告 社会産業常任委員会

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第25、委員会審査報告を行います。

社会産業常任委員長、登壇して、陳情第2号について報告を願います。

◇社会産業常任委員長（富岡朝男君） 委員会審査報告を行います。平成27年9月16日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。甘楽町議会社会産業常任委員会、委員長富岡朝男。委員会審査報告。本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会議規則第94条の規定により報告いたします。記。1、開催日時。9月10日午後1時27分。2、場所。甘楽町役場大会議室。3、出席者。委員長、富岡朝男。副委員長、山田邦彦君。委員、相川忠夫君。委員、金田倍視君。委員、山崎澄子君。委員、長谷川儀平君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。健康課長、飯塚章君。産業課長、松井均君。建設課長、中野哲也君。水道課長、吉田喜代治君。

6、審査の状況。○陳情第2号 福島地域五差路の道路改良を求める陳情書。

交通事故はいつ自分の身に起こるか分からない身近な出来事である。厳しい財政状況の中ではあるが、交通事故の危険を解消し円滑な道路交通の確保を図ることは、住民の皆さんが安心して暮らせるために必要なことであり、交差点改良の必要性はよく理解できるものとの意見で一致した。

よって、本陳情は採択すべきものと決定した。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 社会産業常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

陳情第2号について、委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



## ○日程第26 発議第3号 甘楽町議会会議規則の一部を改正する規則について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第26、発議第3号 甘楽町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中里芳久君、登壇して説明願います。

◇11番（中里芳久君） 発議第3号。平成27年9月16日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。提出者。議会議員、中里芳久。賛成者。同、山崎澄子。同、齋藤彰重。同、金田倍視。同、富岡朝男。同、江原榮和。甘楽町議会会議規則の一部を改正する規則について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。提案理由。議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定したいため。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

日程の追加について、お諮りいたします。

甘楽町議会会議規則第22条の規定により、日程を追加し、追加日程第1、議案第68号 工事請負契約の締結について「白倉高区配水池築造工事」を議題としたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1、議案第68号を議題とすることに決定しました。

---

◇

○追加日程第1 議案第68号 工事請負契約の締結について

「白倉高区配水池築造工事」

◇議長（佐俣勝彦君） 追加日程第1、議案第68号 工事請負契約の締結について「白倉高区配水池築造工事」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（森田 稔君） 議案第68号 工事請負契約の締結について。白倉高区配水池築造工事の施工について、次のとおり請負契約をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び甘楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求める。平成27年9月16日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由。現状の高区配水池を廃止し、別に耐震性等に優れたステンレス製配水池を新設して水の安定的な供給を図るため。

次のページをお願いいたします。

記。1、契約の目的。白倉高区配水池築造工事。2、契約の方法。指名競争入札。3、契約の金額。2億1,060万円。うち取引に係る消費税額1,560万円。4、契約の相手方。前橋市古市町118番地、株式会社ヤマト、代表取締役社長新井孝雄。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第 27 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 27、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付しました継続審査・調査申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定いたしました。

---

○日程第 28 議員派遣の件について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 28、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第 129 条第 1 項の規定によりお手元に配付しました議員派遣の件についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

---

午後2時08分休憩

午後2時16分再開

---

◇

## ○日程第29 一般質問

◇議長（佐俣勝彦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第29、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いいたします。

最初に、質問番号1を議席5番富岡朝男君、登壇の上、質問を願います。

◇5番（富岡朝男君） 私は「町道の補修整備について」を質問させていただきます。

下水道工事も進捗し関係する町道は補修整備がされつつありますが、下水道工事がされない町道については、年数が経ってしまったため傷んだ箇所が目立ってきました。道路の舗装面の傷みや外側線、ドットライン、停止線、交差点クロスなどの交通安全に必要なラインが薄くなったりしています。

そこで、次のことについて質問します。

1、町道の舗装面の補修計画はどうなっていますか。

2、町道の外側線等のラインの補修計画はどうなっていますか。

3、県・公安委員会の管理する規制するライン、例えば横断歩道ですとか、停止線等の補修の要望はどういうふうにしているのでしょうか。

以上について、お伺いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、富岡朝男議員の「町道の補修整備について」のご質問にお答えをいたします。

町道の維持補修につきましては、生活に一番に身近な施設整備であり、住民要望の高い施策でもあります。行政区長を通して寄せられる道路の修繕や改良などの補修要望につきましては、まず現地を確認し、そして安全性、緊急性などから判断をし優先度の高い箇所から進めておりますが、限られた予算の中での対応となりますので、優先順位等も勘案しながら今後も補修整備を実施してまいりたいと考えております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 建設課長。

◇建設課長（中野哲也君） 命によりお答えいたします。

ご質問いただきました町道の路面補修や外側線の引き直しなどの維持管理につきましては、新設・改良とは異なり一般的には補助事業がなく一般財源での対応となります。

平成27年度予算におきましては、道路維持補修費、これは舗装の打ち替え等の工事費と小規模な修繕を行う需用費及び原材料費に分かれますが、全体で約1,000万円を計上しております。これまでも毎年、職員による路面状況の確認や行政区からの要望を踏まえ、道路補修を進めてまいりましたが、まだ路面状態の悪い箇所や区画線の薄い箇所など改善すべき路線があるのは事実でございます。中でも、外側線等の区画線につきましては、昨年度、緊急メンテナンスとして町内一円、総延長9キロメートルに及ぶ引き直しを実施いたしましたが、路面の傷み具合によっては、舗装の打ち替えなど大規模工事に対応せざるを得ない路線もあることから、道路の舗装工事に合わせた中で表示をしていきます。

町道の補修整備は、計画的かつ迅速にやらなければならない課題の一つという認識を持っております。現時点では、補修計画として策定する予定は持っておりませんが、総合計画の実施計画において年次ごとの取り組みを定めていきたいと考えております。

次に、「県・公安委員会の管理する規制ラインの補修要望はしているのか」とのご質問についてでございますが、ご案内のとおり路面標示につきましては、大きく分けて、道路管理者である国・県・市町村が管理しています車道の通行区分を示す車道外側線、車道中央線などの区画線と、都道府県公安委員会が所管しております規制を示す停止線、横断歩道などの道路標示がございます。

公安委員会が管理する規制ラインにつきましては、町では、表示が薄くなって交通安全の確保等に支障を来す箇所があれば所管警察署を通じて要望を行っております。しかし、公安委員会の予算の兼ね合いもあり、県下で優先順位を決定し修繕が実施されますので、いつの時点で実施されるのかという見通しが立たないことから、実情として緊急を要する箇所の規制ラインの引き直しについては、町が承諾を得て修繕を行っている状況もございます。

今後も、町民の方々に安心して安全に道路を通行していただけるよう横断歩道、あるいは

は停止線等の規制に係る路面標示の支障を来す箇所は、公安委員会に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いします。

富岡朝男議員。

◇5番（富岡朝男君） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

町長からお答えをいただきました。担当課長からもお答えをいただきました。努力しているということはわかります。

私が、何でこんな質問をするかといいますと、統合中学校の建設が終わるということで、予算の配分というものを考えた時に、道路関係にももう少し予算を配分してもいいんじゃないかというふうに考えた訳です。確かに、総合計画の実施計画の中である程度のものが決められていますが、毎年見直すものですから、安心のまちづくりという面で見直しをしてもらいたいと思います。

特に目立って舗装面が悪いところが、私が歩いてみてもあります。例えば、小幡小学校の裏の町道、非常にここは傷んでいます。それから、善慶寺でいいますと、長屋から下井にかけての町道。阿久津運送さんのトラックが通るといえばそれまでなんですが、それも道路ですからトラックが通って当然いい訳ですから。それから、国峰の日向の町道。傷んでいる所が、あちこち見受けられます。

確かに、今、課長からお話のとおり外側線も併せて悪いですから、外側線はやれるところをやってきたということですので、他は舗装と一緒に外側線をやらなければ駄目かなという思いはします。

ただ外側線だけでいけば、道の駅甘楽の西側の北へ向かう町道は、交差点部分については直しましたが、それから先は直っていません。ここはラインを引いてもいいのかなと思います。特に、私が思うのは、子どもたちが通う小学校の近所、例えば小学生なんかが使っている通学路、こういうものについてはある程度優先的にやっていただきたいなと思います。それに、ただ外側線だけじゃなくて、できれば今、流行りの色のついた、ここを歩くんですよというように路側帯に色をつけることを含めてご検討いただきたいと思います。

すぐすぐやれということではなくて総合計画の中へ、例えば今、把握している、また区長さんをお願いして、これから把握するような場所については、5年ぐらいかけて少しず

つ優先順位をつけてやるというのが、当然予算の配分からいっていい訳ですから。そういうふうな形で実施していただけないかなというふうに思っています。

また、私が気づいた箇所だけでなく、町内一円、区長さんも把握している部分もあるでしょうから、区長さんとも相談しながら是非何年かかけて一度、下水道関連でない部分については、ちょっと置かれてきた部分がありますので、是非ご検討いただきたいなというふうに思っております。

それから、3点目の県の公安委員会関係ですが、確かに県の予算でやる訳ですから、県の予算が無いと言えばそれまでかもしれません。しかしながら、私の近所でいうと、善慶寺の交差点というのがあるんですけど、富岡神流線から下仁田小幡線の国峰に行く道ですが、あそこなんかはもうかなり横断歩道も薄くなって、停止線も薄くなって、非常に見づらいなという所があります。そういう箇所は特に要望していただいて交通事故が起きてはかなわないので、起きないように対策をまず取っていただきたい。悪い箇所については強く要望していただきたいというふうに思っているところでございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 要望でいいですか。

◇5番（富岡朝男君） 3点目は要望で結構です。1点目、2点目については、少しお答えをいただければというふうに思います。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 現地を挙げて、ご質問をいただきました。

今、おっしゃられた現地等につきましては、また再度職員にもよく見させるつもりでありますし、それらについても検討していかなければというふうに思っております。

富岡議員がおっしゃられますように一番は子どもたちの歩く道、通学路につきましてはかなり重点的に整備をしてきて、路側帯のところに色を塗ってきた訳でありますけれども、まだ小幡の方については足りない部分があるかなというふうにも思っております。その辺につきましては、今後できる限り進めていきたいというふうに思っているところでありますので、よろしく願い申し上げます。

県の公安委員会の部分については、先程、課長が申しあげましたように福島横断歩道上で痛ましい交通事故が起きました。県に要望したんですけれども、すぐすぐという訳にはなかなかいかないということで、町で横断歩道と横断歩道の手前の部分を塗らしていただいた経緯もあります。そのように非常に危険な箇所につきましては、町は積極的に取り組んで子どもたちの安全、そして地域の皆様の安全に努めていきたいというふうに考え

ておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目の質問をお願いします。

◇5番（富岡朝男君） 町長の答弁で十分分かりましたので、是非そのように進めていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、富岡朝男君の質問が終了いたしました。

次に、質問番号2を議席11番中里芳久君、登壇の上、質問をお願いします。

◇11番（中里芳久君） それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

主題といたしましては、「造石地蔵尊南側斜面が崩落」ということでございます。

造石地蔵尊は、県指定史跡として昭和26年4月24日に指定され、区民をはじめ多くの人々に親しまれ、法華経供養遺跡として祀られてきました。

その地蔵尊ですが、南側斜面が崩落しかけています。以前より危険箇所の指摘があり、関係者をはじめ区内でも修復補修を要望する声も多かった訳ですが、県指定史跡ということもあり、今日まで懸案事項として申し送られてきました。

今年のお盆のお墓参りで、区長をはじめ関係者から破損が激しく崩落の危険が高いと再指摘され、また真下には幹線町道があり大事にもなりかねません。地震や長雨でも崩落の危険性もあり、早急に調査、対応をしていただきたいと思います。

また、以前同僚議員が質問をしていますが、その後の進捗状況はどうなっていますか。お伺いします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁願います。

教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 中里芳久議員の「造石地蔵尊南側斜面が崩落」についてのご質問にお答えいたします。

史跡下の町道は、昭和52年頃、川側への拡幅工事が行われました。この工事の際、指定地の崩落防止の為に土留めのブロック積みが行われ、現在に至っております。

ご指摘のブロック積みの上部の斜面につきましては、県指定史跡内でありますので、県の文化財保護指導員のパトロールが毎月定期的に行われております。県にパトロール状況を問い合わせたところ、今まで経過観測しており、異常の報告は無いが、これからも経過

観測を続けるとのことでもございました。

このように県も危険箇所との認識を持っておりませんが、区長をはじめ地元の皆さんにどのような危険を感じているのか伺い、県に報告し協議してまいりたいと思っております。

また、平成26年第4回議会定例会での質問は、荒れ放題で低木を植えるなど史跡斜面の景観に関するものでありましたので、県と協議中ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、ご質問の詳細につきましては、担当課長から答えさせますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 社会教育課長。

◇社会教育課長（吉田泰志君） 命によりお答えいたします。

南側斜面が破損が激しく崩壊の危険が高いとのご指摘でございますが、私どもも何度も法華経供養遺跡に入っておりますが、道路のブロック積みについても、破損箇所はありませんし、傾斜地の勾配も安定勾配とされる1割以上あります。

ただ、史跡の上段から道路の下を見おろすと、背丈が加わることで実際より急勾配に見えるのではないかと思います。教育長の答弁にもありましたとおり、まずは区長をはじめ関係者に破損が激しく崩落の恐れがあると思われる箇所を伺い、必要に応じて県と協議したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、申し上げます。

中里芳久議員。

◇11番（中里芳久君） 今、お話を聞きしましたところ、崩落の恐れが無いとか、まだ大丈夫だとか、そんなような意見でございますが、実際に行ってみたんですかね。あの現状を見れば、コンクリートの10センチもあるやつが割れて、下へ落ちそうになってるんですよ。だから、最近の崩落状態を見てない、私は、そう思いますよ。あれを見てれば、誰が見ても、これは危険だということは分かります。

教育長、担当課長も、いろいろご意見がございました。町長の意見はどうですかね。こんなに重要な問題を放っておくということは、私はちょっと心外です。その点、ひとつ町長。

◇議長（佐俣勝彦君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 町長が答える前に。行ってみたんですかというご指摘がありました。私も行きましたし、担当課の者は全て見ております。台風の大雨がございましたので、それで崩落しているかどうかは確認してまいりました。先程、答弁申し上げましたように県の文化財保護指導員もパトロールもきちんと見ておりますが、崩落の報告も上がっておりません。ですから、今のところすぐに激しい状態の崩落という認識は私どもは持っておりません。

ただし、先程申し上げましたように区長さんと関係者で、この後、その現場を見て協議するというふうに申し上げておりますので、この後、日にちを考えながら、そこで皆さんと現場を確認していきたいというふうに思っております。必要に応じて県と協議しながら、改善を図っていくというふうにしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目の質問をお願いします。

◇11番（中里芳久君） 教育長のお話を聞いたところ、あれを崩落と見なければどう見るんですか。10センチぐらいのコンクリートが割れて大きいひびが入ってますよ。それはもう、お盆の時に墓参りを皆やってますよ、あそこで。その時に、これはもう危険だということで、皆が訴えた訳ですよ。南の道の上ですよ。

◇議長（佐俣勝彦君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） それは確かに私も見ておりますから。それは大丈夫です。

課長も、それから担当の係長、それから文化財担当も、きちんと見ておりますので、それは間違いありません。

ただし、これについて前々から崩落の危険性があるという指摘があったというふうなことではございましたけど、我々はそういう報告は一度も伺っておりません。

平成26年12月での同僚議員のご質問というのは、そういう主張ではございませんでした。それは、荒れているので、つまり草や木が荒れ放題になっているので、これについては景観上、何とか処置をしてくれないかという質問でございました。それに対しては、既に県と協議中でありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

◇11番（中里芳久君） 同僚議員が質問した時には、まだ崩落はしてなかったですよ。町長、町の考え方、動きはどうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 今、教育長がお答えをしました。そのとおり、まずはもう一度、中里議員の言ってる場所と、もしかすれば若干のずれがあるのかもしれませんが、もう一度、中里議員と地元の区長さん、そしてお墓の所有者の人たちに立ち会っていただいて、ここはこうだという事を再確認をしていただいて、それでこれはまさに危ないということになれば県の指定史跡ですから、県に協議を行って、何らかの方策を講じなければならないというふうに思っているところであります。もう一度、確認をしていただくことが一番肝要かなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） よろしいですね。

◇11番（中里芳久君） 終わります。よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、中里芳久君の質問が終了いたしました。それでは、次に質問番号3を議席1番齋藤彰重君、登壇の上、質問を願います。

◇1番（齋藤彰重君） 私は「学校跡地の活用について」ご質問をいたします。

甘楽町では、平成23年4月から第三中学校が廃校となり、平成25年4月からは秋畑小学校が廃校となりました。少子化が進み児童生徒の減少によって、学校としての機能維持が難しくなった為であり、時代の移り変わりを感じます。

秋畑地区の人々にとっては、子どもたちの歓声は聞けなくても学校に対する愛情は持ち続けており、これら学校施設のこれからの活用方針に関心を寄せております。

今までも、町では検討してきたとのお話をお聞きしていますが、その内容については余り知られておりませんので、跡地の活用について現時点での方針を学校ごとにお伺いいたします。

次に、来年4月からは新中学校の開校により、第一中学校と第二中学校も閉校になります。いずれの中学校も地域の中心地にあり町の重要な財産でもあります。これらの敷地についても、有効な利活用を模索しなければなりません。今後どのような方針で活用計画を進めるのか、お伺いをいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、齋藤彰重議員の「学校跡地の活用について」のご質問にお答えをいたします。

まず、少子化による小中学校の閉校に伴う跡地利用につきましては、多くの市町村で苦慮しているところであり、甘楽町も例外ではありません。

町では、平成24年から地元の議員さん、そして行政区長さん及び地域の代表者等の皆さんによる「旧第三中学校等跡地活用検討委員会」を設置し、跡地利用についての検討を始めさせていただきました。

平成25年からは秋畑小学校も閉校となったことから、更に「秋畑地区学校跡地等活用検討委員会」を設置するとともに、今度は町職員のプロジェクトチームによる「秋畑地区学校跡地等活用検討部会」も発足をさせました。そして、平成26年度にかけて検討を行ってきたところであります。

この検討部会の報告を受けて、昨年12月に検討委員会が開催をされ、学校の跡地利用についての検討がされております。

旧第三中学校の跡地利用では、秋畑地区の防災拠点施設、もしくは高齢者の集合住宅及び企業や法人等へ活用方法を募集していくなどといった今後の方向性が一定程度示されました。また、旧秋畑小学校は、非常に耐震性が弱いため校舎を解体していく方針が示されております。

今後につきましても、地域住民の皆さんのご意見を聞きながら、また地方創生との関わりも考えられることから、キラッとかんら安心のまち創生会議や住民アンケート等も踏まえ、更に検討を進めていきたいというふうに思っております。

同じように、一中、二中につきましても検討を進めていきたいと考えております。

これまでの検討内容の詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 企画課長。

◇企画課長（森田 稔君） 命によりお答えいたします。

学校の統廃合では、秋畑小学校で閉校後2年、第三中学校で閉校後4年が既に経過しておりますが、有効な跡地利用が図られていないのが現状です。

町では、平成24年6月に地元議員、行政区長、民生委員、教育委員、環境保健協会及び老人クラブ代表者等の皆さんによる「旧第三中学校跡地活用検討委員会」を設置し、跡地利用について検討してまいりました。

平成25年10月には社会福祉法人による「総合福祉施設村」の計画が取り下げとなり、同年4月からは秋畑小学校も閉校となったことから、平成25年12月に「秋畑地区

学校跡地等活用検討委員会」が設置され、組織体制も移行されております。

また、町職員のプロジェクトチームによる「秋畑地区学校跡地等活用検討部会」も新たに設置され、平成26年度にかけて5回にわたり検討がされてきました。

この検討部会では、旧第三中学校跡地につきましては、秋畑地区防災拠点施設、高齢者集合住宅、文化交流施設（芸術村）、合宿所・オートキャンプ場、民間企業や各種法人等への情報提供により活用方法を募集していくといった活用案の報告がされました。また、旧秋畑小学校跡地につきましては、校舎の耐震性が弱いため解体し、校庭はグラウンドゴルフ場や緊急ヘリポート等として活用していくといった活用案が報告されております。

この検討部会報告を受けて、昨年12月に検討委員会が開催され学校跡地の活用について検討がされております。今後の方向性としては、秋畑地区防災拠点施設、高齢者集合住宅及び活用方法を募集していくといった方針が示されましたが、地方創生との関わりも考えられることから、国の動向も見ながら更に検討を深めることとなりました。

また、第一中学校及び第二中学校の跡地利用につきましては、統合後、地域住民の皆様からご意見をいただき検討していく予定ですが、秋畑地区学校跡地の利用とともに、住民アンケート等も寄せられており、地方創生に係わる「キラッとかんら創生会議」、「キラッとかんら未来創生懇話会」及びワーキンググループ等でも一部検討がされております。

更に、統一的な基準による地方公会計の整備に向け、平成28年度には公共施設等総合管理計画を策定する予定であります。

このため、今後も継続して学校跡地の活用につきましては、地域の皆さんの期待に応えられるよう検討及び対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いします。

齋藤彰重議員。

◇1番（齋藤彰重君） ありがとうございます。町長が言われるように学校の統廃合は全国的に進んでおまして、それぞれ難しい課題に取り組んでいるという状況については、私も理解をしております。

また、秋畑地域で、さまざまな検討を加えてきたということも、只今の答弁でよく理解できました。

地方創生の中で今後については検討を加えていくということですので、現時点ではこういう方法でという結論的なことは無いんだと思いますが、一中と二中も多分同じ流れの中で検討されていくと思いますけども、先程も申しあげましたように地域の人たちにとりましては学校というのは特別な思い入れがございますし、また貴重な財産でもありますので、引き続きそういった観点を大事にしながら、ひとつ立派な計画を作成していただければありがたいなということで、地方創生の中での計画づくりに期待したいと思います。

以上で、質問を終わります。

◇議長（佐俣勝彦君） 要望でよろしいですね。

◇1番（齋藤彰重君） はい、結構です。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、齋藤彰重君の質問が終了しました。

次に、質問番号4及び5を議席8番中野喜久勇君、登壇の上、一括して質問をお願いします。

◇8番（中野喜久勇君） 2問質問いたします。

「町道今宮・赤城線のガードレール等の設置について」。この路線の大字小幡外馬付近の道路は、200メートルぐらいの間が雄川堰と並行しており、ガードレール等予防柵が無い為、大変危険な状態にあり、12年前にはバイクの転落事故があり一命を落としてしまいました。以後、予防策が施されずにいますが、地元の人や通行人には事故の心配が絶えません。夜間の通行は特に危険であり、この区間にガードレール等予防柵を設置して欲しいと思いますが、町の考えを伺います。

続きまして、「手話のできる人の養成について」質問いたします。町内には、聴覚障がいを持っている方が多数おられますが、言葉が通じないので不自由なことが多いとのこと。2011年に、「改正障害者基本法」が国会で成立し、手話が法的に言語として認められました。障がいを持つ人たちが安心して暮らせる町として、手話のできる人を養成し、普及して欲しいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

質問番号4及び5について、一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、まず最初に「町道今宮・赤城線のガードレールの設置について」のご質問にお答えをいたします。

ご質問いただきました箇所につきましては、ご指摘のとおり、時には雄川堰への転落事故が発生する危険性を伴っており、地元からも要望いただいている場所であります。この為、歩行者等の安全確保対策として、今年度、県の補助事業として認定をいただくことができましたので、雄川堰が並行する約150メートルに転落防護柵を設置いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、「手話のできる人の養成」のご質問にお答えをいたします。

日本における手話は、聾者同士、そして聾者と聴者の間で生まれ広がった日本手話が現在使われております。近年、あらゆる場面において手話通訳者による対応がなされ、ニュースや講演会、説明会などで目にすることが非常に多くなってきております。

2011年7月に手話が言語として規定された改正障害者基本法案が参議院の本会議で全会一致で可決、成立し、8月5日に公布されました。国連障害者権利条約にも、手話が言語である旨が明記をされております。

今年4月には、群馬県手話言語条例が制定されました。手話に関する基本理念や手話に関する施策の推進を図ることなどを目的とし、聾者と聾者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本にして聾者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るとうたわれております。

町でも、聴覚障がい者に限らず全ての障がい者が安心して等しく暮らせるまちづくりを目指しております。

議員の質問にあります手話のできる人の養成・普及につきましては、ボランティア団体の事務局をしております社会福祉協議会と連携をし手話通訳者の育成を検討していきたいと考えております。

ご質問の詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 健康課長。

◇健康課長（飯塚 章君） 命によりお答えいたします。

「手話のできる人の養成について」ですが、町内の聴覚障がい者の中で、障がい者手帳を交付している方は現在48名おります。そのうち聾者の方が4名、ほとんど何も聞こえない聴力レベル90デシベル以上の方が13名おります。平成26年度障害者福祉事業で、聴覚障がい者とその他の者の意思疎通を手話通訳の方法により仲介をする手話通訳者の派遣を行うコミュニケーション支援事業を利用された方が1名いらっしゃいました。こ

の方は、町の説明会で利用されました。

手話のできる人の養成ですが、過去に社会福祉協議会において手話教室が開催された経緯がございます。昭和55年から5年間程度実施をされ、手話教室の卒業生で昭和57年4月に25人の参加者により甘楽手話の会が結成され、毎月2回程度集まり、手話の研さん・習得を図り、社会福祉協議会のボランティア協議会で手話部会として小学校などの道徳の授業などに講師として活動をしておりましたが、平成16年ごろ、手話を使う機会が殆ど無くなって自然消滅の形で現在休止をしている状況です。

町長の答弁にもありましたように県の手話言語条例に規定されている聾者と聾者以外の者が意思疎通を図る手段として手話の普及を盛り込んでおりますので、休止状態ではありますが、甘楽手話の会の協力を得ながら社会福祉協議会との連携により手話のできる人、手話通訳者の養成・普及を検討したいと思っておりますので、ご理解、ご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

質問番号4について、2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

中野喜久勇議員。

◇8番（中野喜久勇君） ただいま町長の答弁で、県単事業で実施されているということで、ありがたく思っております。長年懸案でありましたから、地元の人たちも一つ安心できるんじゃないかと思えます。安心とは言っても、雄川堰と並行して走ってますから、その柵ができて今後十分に気をつけて通行するように指示したいと思えます。ありがとうございました。

続いて、質問番号5の件ですが、手話のできる人の養成ということで、たまたま聴覚障がい者の人に会いまして、いろいろ事情を聞いて本当に言葉が通じなくて不自由だと。最近では、スマートフォンがありまして、それで筆談みたいな話ができるので大分便利にはなったんだけど、役場に来て用を足すにしても健常者の3倍ぐらい掛かるんだということで、大変不自由な思いをしていると。また、群馬県内の各市役所では、週に1回か、あるいは大きい市では週に2回ぐらい手話の通訳ができる人が来て、相談に乗っているそうです。これは、費用も掛かることですし、もし許される範囲であれば、甘楽町でもそのようにしたらいいかと思えますけれども、その辺の考えをお聞きできたらと思います。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 確かに大きな市では、そのような方たちが訪れる機会というのは多いのかなというふうに思っております。ご質問の内容につきましては、先程申し上げましたように、聴覚障がいを持っておられる方のご意見等をお伺いしながら、今後研究をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問番号5について、3回目の質問がありましたらお願いします。

◇8番（中野喜久勇君） 言葉がなかなか通じないことによって、甘楽町ではないですが、地域で住むのが大変になって同じような障がいを持つ人のところに集まって生活するという人もあるんだそうです。

ですから、そういう人たちが安心して暮らせるまちづくりの一環として、手話のできる人を養成した方がいいんじゃないかという感じがいたします。

また、先程、課長から答弁ありましたけれども、手話の教室があったのを私も記憶しております。自然消滅しちゃったような感じなんですけど、是非とも言葉の不自由な人たちの為にも手話を普及させて安心して住めるまちづくりに努力していただきたいと思えます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、中野喜久勇君の質問が終了しました。

次に、質問番号6から質問番号8までを議席12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問を願います。

◇12番（山田邦彦君） それでは、質問番号6から8まで、3問質問させていただきます。

まず、「国保税の減税を」をテーマに質問します。

このことは言うまでもなく、国民健康保険は社会保障制度の大切な一つとして実施をされています。世界の大国を自負するアメリカでは、何度となく「皆保険」の創設が叫ばれましたが、今だに実行できていません。是非、国民の命を守る最後の砦として頑張って続けていっていただきたいと思っています。

しかし、現在の運営方法では、殆どの自治体で赤字か赤字すれすれの状況となっております。その原因は何と言っても、国の負担分を削りに削った為に住民負担が大きくなったものだと思います。是非、この部分を改善し加入者の負担を減らしていきたいものだと思います。

そこで、甘楽町の国保の運営状況を伺います。

①まず、国保税の収納率と県内順位。

②1人当たりの医療費の額と県内順位。

③1人当たりの国保税の額と県内順位。

④医療費を抑える為の町独自の努力、そしてその成果などあったら伺いたいと思います。

⑤国保税の引き下げが必要と思いますが、その考え方、必要な金額を集める方式から各加入者が払える額を集めるシステムに変換する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

⑥また納付書に、例えば一括納入や半年分納入の欄も設けて払い易くしたらいかがでしょうか。

⑦最後に、広域化に対する考え方について伺います。

次に、質問番号7の質問をします。「庁舎などの防犯対策の充実を」ということで、毎日、コンビニや銀行、学校や駐車場、路上、いろいろなところでさまざまな事件が、また事故が発生しています。役場や関連施設でいつ重大事件・事故が起こらないとも限りません。

そこで、役場や関連する施設の窓口などに①まず防犯カメラを設置してはいかがでしょうか。②また、会話の録音、これは窓口に来ていただいたり、電話をいただいたりした時に、録音してはいかがでしょうか。

③一遍に全ての場所に設置するのが難しければ、特にお金を頻繁に扱う場所などから始めるといいと思いますが、いかがでしょうか。

町の考えを伺います。

質問番号8「平和行政の推進を」ということで、質問します。

今年は終戦70年です。同時に被爆70年でもあり、国会でのいわゆる戦争法案審議と首相の70年談話も重なり、普段の夏よりも戦争と平和についてマスコミやミニコミなどで取り上げられることも多かったと感じています。

私自身、8月には、原水爆禁止の国民平和大行進と世界大会に参加をさせていただきました。たくさんの情報をいただき大変勉強になりました。ただ、時期が夏休みの期間と重なるので、子どもたちに伝えることが大変難しい面があるのではと思います。

そこで、伺います。

①学校でのいわゆる平和教育は、どのように進めているか、伺います。

②また、被爆者からの話を、今現在平均年齢が80歳以上となっているようですが、直接聞くことは非常に効果があると思いますが、実施できないでしょうか。

③また、被爆二世のアオギリ、被爆二世のクスノキ、これを植樹している自治体や団体がたくさん増えていますが、町でも実施してはいかがでしょうか。例えば、新しい中学校の校庭などがふさわしいと思いますが、いかがでしょうか。

④次に、町内の戦争体験者からも話を聞く機会などが現在あるでしょうか。伺います。

⑤最後に、今後の平和教育についての予定やビジョンなどありましたら、お聞かせ願います。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

質問番号6から8までを一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 山田議員から3問の質問をいただきました。

最初の「国保税の減税を」、このことについてお答えをいたします。

国民健康保険制度は議員もご承知のとおり相互扶助の精神に基づいて加入者の病気やけがなどの保険給付を行うことを目的とする制度であります。その財源は、加入者が納める国民健康保険税と、国と県そして町の負担金で成り立っております。今や生活する上で無くてはならない制度となっているところであります。

当町の国民健康保険事業につきましては、過去3年間の決算の状況の単年度収支を見ますと、平成24年度は1,465万4,000円の黒字でした。平成25年度は935万3,000円の赤字でした。平成26年度は5,369万2,000円の黒字でした。高度医療やインフルエンザ等の発生などによる医療給付費の予想が非常に困難である為、運営は非常に難しく国保税の税率改定は慎重にならざるを得ないと思っております。

国保税の算定につきましては前年度の所得に応じて計算されますが、所得の低い世帯では2割、5割、そして7割の軽減が行われ、毎年5割弱の世帯で軽減の適用を受けているのが現状であります。

また、医療費の抑制を図る為にレセプト点検や医療費通知の充実を強化する、後発医薬品の使用促進などの医療費適正化の推進、そして特定健康診査、特定保健指導の実施による生活習慣病予防対策等の強化を図るとともに人間ドックの受診率向上による疾病の早期

発見、早期治療の推進を今後も継続し、税負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

平成30年から県が保険者となり、財政運営の責任主体となり広域化が図られる予定であります。保険証の発行、保険税の徴収業務等は、町の業務として残ると思われませんが、保険税の税率などは検討段階であり、未だに方針が示されておられません。現状の国保税の決算状況から見ても、現段階で町の保険税率の引き下げについては、なかなか難しいものがあるというふうに判断をしているところであります。

ご質問をいただきました運営状況等の詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、ご理解を賜りたいと思います。

続いて、「庁舎などの防犯対策の充実を」についてのご質問にお答えをいたします。

「防犯カメラを設置してはどうか」についてでございますが、山田議員の言われるとおりさまざまな重大事件の捜査現場でも防犯カメラの存在感は増しております。最近では、大阪府寝屋川市で起きた二人の中学生が殺害された事件でも、防犯カメラの映像を解析して犯人の足取りを追い、容疑者を割り出したことは記憶に新しいところであります。

犯罪の無い、そして明るい町を築く為にこれまでに幼稚園や小学校等の公共施設に19台の防犯カメラを設置してまいりました。昨年は、福島駅や新屋駅、甘楽ふれあいの丘等に防犯カメラ5台を設置し、更に本年度中には、統合中学校を含め11台のカメラを設置をする予定であります。

今後も必要に応じて防犯カメラの設置を図り、町民の安全安心を守る一つ的手段として活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

ご質問の2番からは、担当課長からお答えをさせますので、よろしく願いをいたします。

続いて、質問番号8につきましては、教育長よりお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 山田邦彦議員の「平和行政の推進を」についてのご質問にお答えいたします。

山田議員のご指摘のとおり今年には戦後70年という節目の年でもあり、また憲法9条の解釈変更に伴う安保関連法案の審議をめぐって、日本の平和について関心が高まっているところであります。

さてはじめに、①学校でのいわゆる平和教育をどのように進めているかのご質問でございますが、文部科学省の学習指導要領に平和教育という分野の教育はありませんが、教育基本法の本質にのっとり小中学校ともに社会科を中心として、国語や道徳、総合的な学習の時間等の教科で子どもたちに平和的な社会の形成者としての基礎を養うことを目標に指導いたしております。

具体的に申し上げますと、小学校6年生の社会科の授業では「長く続いた戦争と人々の暮らし」の項目により、なぜ戦争が始まってしまったのか、どのように戦争が世界に広がってしまったのか、戦争の中で人々の暮らしはどうなっていたのか、また原爆の投下と戦争の終わりについてなどを学び、戦争の悲惨さと平和な世界の大切さについて理解を深めております。

中学校については、小学校で学んだことをやはり社会科を中心として、国語、道徳、総合的な学習の時間により戦争と平和について、更に詳しく勉強することになっております。

その他にも、地域のお年寄りから戦争体験など当時の様子を聞いて学習し、また、読み聞かせボランティアの方々により戦争に関する本の朗読が行われるなど、戦争により起きてしまった悲しい出来事などを題材として命の大切さを考えさせる学習を行っております。

次に、⑤今後の平和教育についての予定やビジョンについてお答えいたします。

基本的には、文部科学省の学習指導要領に基づき進めていきたいと考えております。町教育委員会としては、各学校が児童生徒の発達段階に応じて、地域の戦争体験者や関係資料等を活用した平和学習に取り組めるように学校を支援していきたいと考えております。

今後も平和な日本国家の担い手として、また国際社会の平和と協調に貢献できるよう子どもたちに命の尊さを基本に据えながら、平和の大切さについてしっかりと理解できるよう学習させていきたいと考えております。

ご質問の②③④については、担当課長からお答えいたします。ご理解賜りたく、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 健康課長。

◇健康課長（飯塚 章君） 命によりまして、国保の運営状況についてお答えをいたします。

ご質問の町の国保の運営状況の1つ目として、保険税の収納率と県内の順位ですが、県で取りまとめております事業年報による平成25年度の現年度分収納額は4億3,800万円、収納率は96%で高い方から9番目となっております。

2つ目の1人当たりの医療費の額と県内順位については、一般・退職者医療分を併せて24万9,413円で16番目。

3つ目の1人当たりの国保税額と県内順位は、10万2,815円で4番目となっております。

4つ目の医療費を抑える為の町独自の努力と成果については、先程町長が答弁したとおりですが、各種健康診査では1件につき500円の低額で受診でき、また人間ドックの補助率を3分の2に引き上げるなど受診率の向上で疾病の早期発見・治療を推進しております。受診率も年々上昇しておりますので、今後の医療費の抑制に繋がると確信をしております。

5つ目の国保税の引き下げが必要と思うが、その考え方、必要な金額を集める方法から払える額を集めるシステムに変換する必要があると思う、このことについては、山田議員の以前からの持論として、限度額を撤廃し高額所得者から同率の国保税を徴収し保険税を確保して税率を引き下げる方法との提案ですが、地方税法の規定に準拠し実施している限度額について甘楽町だけ撤廃することは考えておりません。

6つ目の納付書に「一括納入」「半年分納入」の欄を設けてはどうかについてですが、現金納付等で一括納付や半年分納付も現行可能でありますので、納付書を変更する考えはありません。

7つ目の広域化に対する考え方ですが、町長の答弁のとおり県の方針を確認しながら今後対応したいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（山田 勇君） 命によりお答えいたします。

「庁舎などの防犯対策の充実を」の2番、会話を録音してはどうかについてのご質問ですが、電話による行政対象暴力に対して、録音機能付き電話機を庁舎内で、町長室、総務課、住民課窓口、健康課、学校教育課、宿直室に各1台の計6台、学校関係では、第一中学校と福島小学校にそれぞれ1台設置し、既に対策を講じております。なお、録音をする際は、相手方に無断で録音しても法律上問題は無いとのことですが、録音をする旨を告げてから行っております。また、対面での録音については、威圧的な不当要求や身体に危険

が及ぶような場合でない限り、録音は行っておりません。大声を出したり、執拗に不当な要求を繰り返すような相手には職員1人で対応せず、複数人で対応するようにしております。

3番のご質問については、先に町長が答弁したとおり必要に応じて順次設置していく考えでありますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（横尾 弘君） 命によりお答えいたします。

「平和行政」の推進をについて、②番の被爆者からの話を直接聞くことを実施できないかのご質問でございますが、現在、各学校では、地域のお年寄りの方々に戦争体験を含めて、さまざまな昔の体験についての講和をお願いしているところでございます。体験談を聞く方法といたしましては、DVDなどを利用することも効果があると思われませんが、被爆者からの直接のお話については身近にお願いできる人がおりませんので、実施については各学校長に委ねられているところでございます。

したがって、学校の教育計画にどう位置付けていくか、学校の意見を尊重しながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

次に、③番の被爆二世のアオギリとクスノキを新中学校校庭へ植樹をしてはどうかのご質問でございますが、現在、甘楽中学校の建設工事と同時に、校庭の整備計画も進めているところでございます。校庭に木陰を作る為に植樹は必要であると考えておりますので、桜を中心に植樹を検討しております。ご提案の被爆二世のアオギリとクスノキの植樹については現在考えておりませんが、新中学校の校長と平和学習にどう位置付けられるかを研究し検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、④番の町内の戦争体験者からお話を聞く機会があるでしょうかというご質問については、②番の回答の中にも触れさせていただきましたが、既に総合的な学習の時間等において、各学校で実施している状況でございます。

以上でございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

質問番号6について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 2回目の質問させていただきます。

数字は、それぞれ了解しました。

その中で、②県内順位が16番目、③国保税の額が4番目に高いという話でした。

いろいろな場面で料金ですとか、税金ですとかを考えたり、決めたり、それを実行したりしている訳ですけれども、町で健康に対する事業を行ってきて、その成果が出ていて、医療費額が上から16番目の成績といたしますかね、相対評価ではありますが、そういう形になっている時に、本当に短絡はできませんが、4番目に高い国保税というのは考える必要があると私は思っているんです。

広域化になった場合に、どういうふうにするかということも含めて、いろいろテーマというか、決めなくてはいけないことがあると思うんですけど。ただ今現在で町民の皆さんが役場の皆さんと一緒にあってこういうふうな数字が出た訳なので、やはり他の町よりも高いということにならずにしていきたいと思います。

是非、医療費と国保税が相関関係というんでしょうかね、できるような順位に国保税の額も抑えていただきたいと思っています。是非、そういう観点で町長の考えを伺えればと思います。

⑤番のところで、そういう観点で言ったんじゃないんですけど、限度額を撤廃するというお話が課長からは紹介されましたけど、そうでなくて、今の時点で工夫ができる部分だと思うんですよね。いわゆる所得割が群馬県の中での順位が上から3番目です。これは所得がある訳なので、ある人に対して、それなりに負担してもらうのは、さっきの課長の答弁とも同じような意味なんですけど、そんなに抵抗はしません。そういう中で、均等割と平等割ですよね。これが上から順番としては、6番目と10番目に位置しています。名前を出して申し訳ないんですけど、下仁田町さんですとか、南牧村さんは、群馬県の中でも下の方の順位で推移しています。

それぞれの自治体で工夫しているものですから、それこそ短絡できませんけれども、どうしてこの順位で推移できるかということを経理局同士で情報交換しながら研究する必要があるんだと思うんです。やっぱり一生懸命努力をしている甘楽町の国保の加入者の皆さんに、あまりご負担を掛けずにできる妙案も出てくると思うんですけど、その辺り研究していただけたらうれしいんですけど、どうお考えか、伺います。

それと、⑥番目の納付書のことなんですけど、これは本当に単純といたしますかね。印刷の版を作り直せばいいことだと思うんです。そういうふうにしてる自治体が多分中にはあると思うんです。そういうふうなところを参考にさせていただいて、やっていただければ

煩雑なことが少しでも減るのではないかと思いますので、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

広域化に関しては、要するに疑問がいっぱいあるので、ここでどうこうとは言えないんですけども。先程の税率のことですけれども、やっぱり努力に見合った結果というか、税金の集め方というか、広域化になったとしても、県が主体であれば県の会議で伝えていただきたいと思うんです。先程の決算の時にも後期高齢者の話がありましたが、最初の6年間は確かにああいう形で推移してくれたんですが、全県一緒にいいかというのは、やっぱり考える必要があると思うので、今からでも県や国に要望なりしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 詳細は課長にお答えをさせますけれども、例えば医療費と税の相関関係という話が出ました。医療費については、できるだけ抑えられるようにということで、いろいろな取り組みをしながら進めてきているところであります。

しかし、先程話がありましたようにインフルエンザが非常に猛威を振るったとか、高額医療にかかる人が出てきてしまうとか、そういう場合によって、かなり医療費というのは、その年によって変動せざるを得ないというふうに私は思っております。

例えば、白血病等の非常に重い病気になる人が出てくれば、その人は非常に医療費が掛かる訳でありますから。そういうことにならないように十分な取り組みを一生懸命してるんですけども、やはり医療費と税が相関関係で一緒に動くということはなかなか難しいかなというふうに私は今思っているところであります。

できるだけ医療費を抑えることによって、税もいずれは下がっていくということに繋がっていく訳でありますから、その辺のところを一生懸命これからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

納付書の関係等につきましては、また課長にお答えをさせます。

その他国保を担当する部署がそれぞれの町村にある訳でありますから、どこの町村がどのような保険税の徴収、もしくは運営をしているかという情報交換は十分しているんだというふうに理解をしています。

ですから、そういう中で安直に国保税を下げるということはなかなか難しい。しかし、一般会計から法定外の繰り出しをかなりすれば、国保税が一定程度下がることは事実であります。しかし、法定外の繰り出しを国保だけに多くするという事は、非常に難しさと

いいですか、問題もあるのかなというふうに思っております。本来、やっぱり相互扶助ではありませんけれども、国保税を納めた人が国保税の中でかかる。そして、国と県と町が、それぞれ法に基づいた負担金を払ってやっていくということが一番だというふうに思っております。

今後、県の保険者としてのスタートは平成30年から始まるということでありまして。その時には、国民健康保険という制度でありますから、国がもう少し負担金を出すべきだというふうに私は思っているところであります。国の負担を削ってきた訳でありますから。

「国民」という名の下に、国がもう少し国保に対して負担金を出す、そのことによって国保税の低減にも繋がっていくんだというふうに思っておりますので、その辺のことにつきましては、機会を捉えて発言をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 健康課長。

◇健康課長（飯塚 章君） それでは、⑤番の関係になります。今の部分で工夫ができないかという部分になりますけれども、先程、議員がおっしゃいました所得割、それと均等割、平等割の件につきまして、1つの基準として国で示されています応能割と応益割という部分がございます。

応能割については、所得に対するもの。それと、応益割については均等割、平等割の部分で、応能割と応益割が概ね50対50になるように基準がなされておりますので、他の町村で応益割の方が低いところもあろうかと思っておりますけれども、各々の市町村の事情によるものだと理解をしておりますので、よろしくお願をしたいと思っております。

それと、広域化につきましての部分でございますけれども、現在、広域化に向けて各市町村から作業部会の担当者が会議に行っています。そちらの方で、いろいろ町の要望等の意見を出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

納付書の一括納入と半年分納入の部分になりますけれども、こちらにつきましては7月の本算定の時、7月から3月まで一括して納付書の発行が現在されています。

確かに一括納付、半年納付が判こを押す部分が1回で済めば、受け取る側も楽な部分がございますけれども、現在は一括して1期から9期まで、7月から3月までの納付書を発行しておりますので、その中で対応いただければありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、3回目の質問ありましたら、お願いたします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君）　そもそも国保税の計算の仕方というのは、どのぐらい医療費が掛かるかというところから出発しているはずですよ。要するに国保税を払う方は4番目に高く、医療費を受ける方が16番目に低くなるというのは、あまり医療費が掛からなかったわけですから、結果としては良いことだと思うんですよ。

繰り返しになりますけど、町の施策と住民の人の上手な運営がされたので、医療費が低く抑えられた訳で、同じように県内でやって、医療費がもっと掛かっているのに国保税が安い地域がある訳ですよ。十分に、各市町村の情報交換がされているんだとすれば、わざわざ今から勉強しなくてもいいんじゃないかって思ったんですけど、そういうところのやり方をきちんと踏襲して、甘楽町に輸入をしてやり方をまねるといふか、工夫する必要があるんじゃないかと思ひ、実施していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

⑥の納付書なんですけど、これは本当に技術的なことなので、判こを何回も押すよりも1回で押した方がミスも少なくなる訳だし、いろいろな勘違いも少なくなる訳なので、新年度からとか、納付書のストックがあればそれが終わってからでもいい訳で、それはそんなに難しくない話だと思うんですよ。そういう形でやってるところもあるんじゃないかと思うんですが、そういうシステムを勉強していただければと思います。いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君）　町長。

◇町長（茂原莊一君）　税の関係ですけれども、よく選挙の時に国保税を下げるというような公約を掲げる選挙がございます。確かに、国保税が下がるということは、国保の人たちにしてみると非常にありがたい話ですから、良い訳でありますけれども。今、山田議員が持っている数字が例えば一般会計の繰り出しがその町村では1銭もしてないのかどうか。本当にその国保税だけで運営できて、非常に安い国保税だったのかどうか。その辺のところはちょっと検証はしてみることが必要ではないかなというふうに、私は思っているところであります。

それから、納付書の関係につきましても、できるだけ期数を増やして、納められるようにということで、期数を増やしてきた経緯もある訳ですね。そういう中で、今度は山田議員のように一括で払うからという話が出てきた訳でありますから、来年度から多少の手を加えることによって一括納付の納付書も出せるようにはなるんだというふうに思ってお

りますので、よろしくお願いいいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

それでは、質問番号7について、2回目の質問がありましたらお願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、質問番号7に移ります。

私の質問の中身としては、例えば役場ですとか、役場の関連施設というのに小学校、中学校までは含めていなかったんです、実は。要するに、現場でトラブルが無いようにするにはどうしたらいいか。トラブルが起きた時には、どういうことが必要かという時に、私の知り合いにいるんですけども、払ったのに払ってなかったと言われて、2回払ったという事件が実はありました。その時も、役場の職員は複数で対応して窓口に来る方は1人しかいなければ、いわゆる証拠が残らない訳なので、どちらかが勘違いしたり、どちらかが間違っただけなんですけど、それを証明することが難しいんですね。

そういう中で、トラブルになりそうだとした時に、例えばスイッチを入れるとか、そういうのは1つあるにしても、普段からそういう形での記録が必要じゃないかと思いつつ伺ったんです。

そういう観点で、例えば1歩進めてといいますかね。今までのやり方とかいうのは、要するにこの趣旨とは矛盾してないので了解なんですけれども、そういうふうな意味からしていったらいかがでしょうかということです。

文化会館なり、役場の窓口もそうですけど、お金を実際にやり取りする場が何か所かありますよね。そこに、そういう形で常時監視するといいますかね。要するに、犯人探しをするという意味じゃなくて、トラブルを防ぐということで実施をしたらいかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 例えば、会計課の窓口に防犯カメラを常時設置しておいて、誰々さんが幾ら払いにきたというのをずっと記録しとくと、そういう意味合いでしょうか。

◇12番（山田邦彦君） そうです。

◇町長（茂原荘一君） 現実的にそこまでする必要があるかなというふうに私は思いますけど、どうでしょうか。先程山田議員が言われましたように払った払わないという時には、払った払わないの一番の証拠は、納付書に判こが押してありますから、それで一番よく分かるんだというふうに思っています。何月何日何時何分にその人が防犯カメラに映っ

ているから、払ったんだということにはなかなか成らないんじゃないかなというふうに思いますけども、そこまで必要かなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目の質問をお願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 今現在、銀行ですとか、コンビニですとか、そういうところは常時ひっきりなしにお客さんが来る訳なので、防犯カメラというのは実際に当然のごとく設置されてますよね。例えば防犯カメラが無いから、ちょっとクレームをつけてみようとかという人も無いとも限らないですよ。

今、こんな時代になっちゃったので、善意と善意が仕事しても結果的に嫌な気分になることって多々あると思うんです。それは、もしかしたら5年に1回かもしれないし、100年に1回かもしれないし、1週間に2回あるかもしれませんしね。それは分かんない訳で。365日全部のデータをどこか倉庫にしまっておくとかではなくて、例えば1週間から1カ月ぐらいで消えるシステムが今ありますよね。そういう形での記録の仕方というのは、今必要ではないかなと思うんです。

幸い、甘楽町の場合は、多分それほど頻繁には事件事故が起きないので、今日に至っており良い町ではあると思うんですが、いろんなことがいつ起きても不思議ではないということもありますので、検討を始めていただければなという趣旨で質問させていただきました。

◇町長（茂原荘一君） 分かりました。

◇議長（佐俣勝彦君） 要望でいいですね。

◇12番（山田邦彦君） はい。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、最後の質問番号8について、2回目の質問ありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 大筋では了解しました。是非、実際に経験した人の話というのは、とても心打たれるといますかね。本で読んだり、DVDで見たり、あるいは話を聞いた人から伝え聞くことが、このごろ多くなったという話が、この夏にもたくさんありました。でも、やっぱり人づてというんですかね。間接的に聞いたりすると、衝撃の度合いが違うといますか、分かり方が違うというのが、たくさんあります。

細かい数字は、私は覚えていないんですけど、町内には少ないですけど、西毛地域には

たくさん被爆者の方がいて戦争の経験者の方はもうそれこそ町内にはたくさんいらっしゃいますから、どこでどういうふうにとどの教科でいつ頃やれとか、そういうのは現場の先生方に任せなくちゃいけないんですが、幸いなことに70年間そういうことを経験した人は国内にはいないはずなので、当然高齢者ばかりになっているものですから、まだそういう人たちが伝えることができるうちにそういうことを大々的にしていただければうれしいなと思って、これは要望をさせていただきます。

それと、③番なんですが、これから研究とか検討していただけるということなので、是非、その余地がありそうなので、植えていただきたいと思います。以前にも、同じテーマで質問させていただいたことがあるんですが、やっぱり適地がないということで保留になったイメージがありました。今回は特にそういう意味では、新しい中学校がふさわしいと思いますので、桜もいいんですけど、桜を二、三本減らしてもらえれば、十分にスペースが空きますので、やっていただければと思います。

町も、平和首長会議に登録しているんですよ。世界中の平和を願う首長の方が参加しているところに。そういうふうなことも含めれば、話としては合致するものだと思うので、是非よろしくお願ひしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

⑤番については、了解しました。

◇議長（佐俣勝彦君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） アオギリとそれからクスノキ、広島と長崎の被爆二世の木を植える、これについては、ただ植えただけでは意味が無いので、植えたなら、それが学校の教育の現場で平和教育に繋がるというふうな位置付けがなされなければならないというふうに私は思っています。

従いまして、教育委員会がここに植えたからやりなさいというのは、あまり良くないなというふうに思っておりますので、校長等とよく相談しながら必要であれば、学校が主体となって植えるというふうにしていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 是非、学校にそういうふうな提案をしていただけたらと思ひます。教育長が言いづらかったら、議会から話が出たとか、いろんな紹介の仕方があると思ひますので、要望して終わりにします。ありがとうございました。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、山田邦彦君の質問が全て終了いたしました。

これをもちまして、一般質問が終了いたしました。

---

○字句等整理委任の件

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成27年第3回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

---

○町長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了いたしました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 本定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、極めてご多忙の中、今期定例会にご出席を賜り誠にありがとうございました。

また、本会議にご提案申し上げました議案全て原案どおりご議決、ご同意、ご承認いただきまして誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様には、今後いよいよご壮健にてご活躍いただきますことをご祈念申し上げる次第でございます。

一般質問をはじめ、審議の過程で議員の皆様方からいただきました貴重なご意見、そしてご提言は、今後の町政運営に十分留意してまいりますので、一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、連日テレビ等で報道されておりますとおり8月下旬から続いた長雨は、茨城県や

栃木県などが大水害に見舞われるという悲惨な結果となってしまいました。今回の犠牲者と被害に遭われた皆様に心よりお悔みとお見舞いを申し上げたいと思います。

北関東は、台風18号から遠く離れた場所ではありましたが、過去の経験からは想像もできない被害となってしまったことは、自然の恐ろしさを感じると同時に災害対策の難しさを実感させられたところです。集中豪雨、火山の噴火などが多発している状況を見ると、もはや異常気象という言葉だけでは片づけられず、いつどこで発生してもおかしくない日常の出来事として対策に当たらなければなりません。自然災害を防ぐことはできませんが、町民の命を守るために何をなすべきかを考えていきたいと思います。

これから秋に向かい多くの行事が予定されており、多忙な時期になろうかと思えます。議員皆様方におかれましては、健康にくれぐれもご留意いただくとともに諸行事へのご協力と議員活動にますますご活躍いただきますようお願いを申し上げます。

また、本日は多くの皆さんに議場にお越しをいただきました。町政に、そして議会に対して関心を高めていただきたいと思っているところでもあります。今後におきましても、ご協力をお願い申し上げ、傍聴いただきました皆さんにも心からお礼を申し上げ閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

---

◇

## ○議長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 閉会にあたり、議長から一言ご挨拶を申し上げます。

去る8日に開会されました今期定例会は、上程された全ての案件を滞りなく議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心にご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚く御礼申し上げます。

また、本日こうして大勢の皆さんにお越しいただき、長時間にわたり傍聴いただきありがとうございました。今後においても議会に関心を高めていただき、また参加いただければ幸いです。

結びに、これからは段々と秋も深まり、山々の木々も色づく過ごしやすい季節となりますが、議員各位並びに執行各位におかれましては、健康には十分ご留意いただき、町政発展のためにますますご活躍をされることを心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

○閉 会

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成27年第3回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時50分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長            佐     俣     勝     彦

署名議員           中     野     喜 久 勇

署名議員           長 谷 川     儀     平